

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和5年6月23日付け人第88号。以下「本件処分」という。）のうち、交通事故の処分の決裁文書において非開示とした「項目名」の全て並びに「公務内外」及び「違反区分」欄の記載部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求等

審査請求人は、令和4年2月7日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求を行った。

〔 富山県農林水産総合技術センターにて勤務する県職員が平成30年5月10日に起こした人身事故について懲戒処分の検討及び処分したことがわかる一切の資料 〕

実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、公文書部分開示決定処分（令和4年3月22日付け人第278号。以下「前決定処分」という。）を行った。

審査請求人は、同年3月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求を行い、実施機関は同年7月5日付けで、当審査会に諮問した。

当審査会は、令和5年2月6日付けで、実施機関に対し、前決定処分において、個人情報等を非開示とした懲戒処分等リストを対象公文書として開示したことは妥当であるが、実施機関が審査会に提出した交通事故に係る農林水産総合技術センターからの報告文書及び交通事故の処分の決裁文書を対象公文書に加え、実施機関は改めて開示等の決定を行うべきである、とする答申を行った。

実施機関は、答申を受け、前決定処分を取り消したうえで、条例第11条第1項の規定により、改めて本件処分を行った。

なお、実施機関は、本件処分に先立ち、公文書部分開示決定処分（令和5年4月28日付け人第5号）を行ったが、審査請求人から開示請求対象の事案以外も開示すべき旨の申出を受け、令和5年6月23日付けで当該部分開示決定処分を取り消したうえで、本件処分を行っている。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

本件処分にて、部分開示した公文書並びに非開示とした部分及び理由は次のとおりである。

ア 特定した公文書

経営管理部人事課が保有する「交通事故処分の決裁文書」及び「所属（富山県農林水産総合技術センター）からの報告文書」

イ 開示をしない部分及び理由

懲戒処分対象者の氏名、職名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当する。

また、事故発生年月日、所属、事故（違反）概要、処分案を除く事案の詳細は、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月27日付けで、行政不服審査法第2条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。また、まだ請求に従い開示されていない資料がある場合は開示を求む。

2 理由

開示されたタイトル(項目名)の非開示部分については、非開示を行う理由が見当たらず、また、本文も記載内容によっては開示されるべきと考える。加えて、開示されていない懲戒処分を判断するに当たり、人事課への届出日が記載された事案個別の資料が存在するのであれば開示すべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

1 対象者の職及び氏名が記載された部分について

(1) 条例第7条第2号本文の該当性について

職員の職及び氏名について、条例第7条第2号本文に規定する、個人を特定できる「個人情報」に該当するものである。

(2) 条例第7条第2号ただし書きの非該当性について

同号ただし書きにおいて、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は開示すべきとされているが、処分の原因となった事案が公務外で発生したものである場合は職務遂行と直接関係するものではないため、当然に非開示情報である。また、公務中の事案であったとしても、職務遂行に関連する情報ではあるが、公務員の懲戒処分等に関する公文書に記載されている情報は、個人の資質、名誉に係る当該公務員固有の情報というべきものであって、被処分者としては、一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望んでいると考えるのが通常である。このように、職務遂行過程における事案であっても、懲

戒処分等に係る氏名等の情報は、被処分者にとっては、勤務成績や処分歴など身分取扱いという私事に関するものであるから、職務遂行に係る情報にあたらなため、非開示としたものである。

2 事案の詳細が特定できる部分について

(1) 条例第7条第2号の該当性

事案の詳細のうち事故発生年月日、所属、事故（違反）概要、（事故が発生した場所の）市町村、処分案を除き非開示とした部分において、「運転手」や「管理職」といった対象者の職が推定される記載や「職歴」といった対象者の氏名が推定される記載があり、これらの情報が開示すると所属や事故発生年月日など既に開示されている情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるため、非開示としたものである。

また、「運転手」や「管理職」などが記載された部分のみを非開示とすると、非開示とされた部分の対象者が管理職等の職にある者であることが推測されるおそれがあることから、職名や職歴が記載されていない部分も含めて非開示とするものである。

(2) 条例第7条第6号の該当性

上記(1)以外で非開示した部分については、条例第7条第6号エに定める人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するとして非開示としたものである。その具体的な考え方は以下のとおりである。

ア 「項目名」部分

「項目名」を開示した場合、似たような事故の処分の違いを比較すると軽重等を判断する際の内部的な審査基準が推測されるおそれがある。その場合、同じような事故が発生した際に、故意に情報を隠すなど適切な情報収集が困難となり、人事管理の公正な遂行に支障を及ぼす可能性がある。

イ 「項目名」以外の部分

「項目名」以外の部分の具体的な内容が開示されると、その内容から処分の軽重等が推測されるおそれがある。具体的な内容を開示した場合、処分内容を比較することにより処分の軽重等を推測することが可能となる。

また、本人からの適切な報告がなされないと情報を得ることができず、意図的に過小申告されると適切な処分を実施できなくなる。

3 開示されていない公文書の有無について

審査請求人からの請求内容を踏まえた資料については、令和5年2月6日付け答申を踏まえて、全て開示しており、開示した公文書以外に公文書は存在しない。

なお、令和5年2月6日付け答申での審査会の判断では、実施機関が本件開示請求に係る公文書として個人情報非開示とした懲戒処分等リストを開示したことは妥当であるが、実施機関が審査会に提出した所属からの報告文書及び交通事故処分の決裁文書についても対象公文書に加え、実施機関は改めて開示等の決定を行うべきであるとされており、実施機関は、令和5年4月28日付けで部分開示決定を行っている。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、実施機関が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により、公務内外に係わらず交通事故の当事者となった職員に対して懲戒処分などの処分内容を決定するために作成された「交通事故処分の決裁文書」である。

本審査会において、実施機関から本件文書の写しの提出を受け、内容を確認したところ、本件文書の具体的な記載項目は、それぞれ概ね次のとおりであった。

- ・ 交通事故の当事者となった懲戒処分を受けた職員に係る事故発生年月日、所属、職、氏名、事故概要及び事案の詳細（公務内外、違反区分、市町村、行政処分や司法処分の有無及び内容、過失割合、人的被害、県の損害、加重要素）、処分案を記載

2 本件処分の妥当性

本件処分における非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）について、実施機関は、対象職員に係る職及び氏名並びに特定の氏名が推定される記載部分は条例第7条第2号に、事故発生年月日、所属、事故（違反）概要、市町村、処分案を除いた事案の詳細が特定できる記載部分は条例第7条第6号に該当するため、非開示事由に該当すると説明している。

以下、本件非開示部分が条例で定める非開示事由に該当するかどうか、順次検討する。

(1) 対象職員に係る職及び氏名並びに特定の氏名が推定される記載部分の条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

条例第7条第2号には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定されている。

ア 条例第7条第2号本文の該当性について

本件非開示部分のうち、氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白である。また、職名については、通常同じ職を有する職員が多数存在することから、一般には個人が識別される情報ではないが、所属によっては同じ職を有する職員が1人若しくはごく少数の者しか存在しない場合もある。本件処分においては対象職員の所属名が開示されており、1人若しくはごく少数の者しか存在しないものもあったことから、本件処分に係る開示部分と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、対象職員に係る職及び氏名並びに特定の氏名が推定される記載部分は、条例第7条第2号本文の規定に該当するものと認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

条例第7条第2号ただし書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、個人情報であっても非開示情報とはしない旨規定している。

一般に、人事管理上作成される公務員の懲戒処分等に関する公文書に記録されている当該被処分者の氏名等は、公務に関する情報ではあるが、個人の資質、名誉等に係る当該公務員固有の情報ともいえるべきものであって、本人がこれを他人に知られたくないと望むことは正当であると認められる。

この点に関し、本件非開示情報のうち、そもそも公務外事案である場合は、職務遂行

と直接関係するものではないため、実施機関が主張するように非開示情報であると認められる。また、公務中事案である場合、公務員の職務遂行過程における行為が処分原因となるが、これは被処分者にとっては、身分上の取扱いという私事に関する情報であり、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものであるから、ここにいう職務の遂行に係る情報をいうにとどまらず、私事に関する情報の面を含むものといえることができる。このように、懲戒処分に関する情報が含まれる場合は、職務の遂行に係る情報といえども個人情報として非開示情報に該当するものというべきである。この趣旨は、判例（平成 15 年 11 月 21 日最高裁判所平成 12 年（行ヒ）第 334 号）及び過去の答申（平成 19 年 7 月 20 日付け答申第 13 号、平成 20 年 9 月 8 日付け答申第 19 号）においても示されているところである。

したがって、本件非開示部分のうち、その職及び氏名並びに特定の氏名が推定される記載部分については、条例第 7 条第 2 号ただし書ウの規定に該当しないものと認められる。

上記のア及びイのとおり、対象職員に係る職及び氏名並びに特定の氏名が推定される記載部分については、条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報に該当し、非開示情報であると認められる。

(2) 事案の詳細が特定できる記載部分の条例第 7 条第 6 号（行政運営情報）の該当性について

条例第 7 条第 6 号は、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示事由に該当とする旨規定されている。

ア 「項目名」部分について

実施機関は、「項目名」を開示した場合、似たような事故の処分の違いを比較すると軽重等を判断する際の内部的な審査基準が推測されることから、同じような事故が発生した際に、故意に情報を隠すなど適切な情報収集が困難となり、人事管理の公正な遂行に支障を及ぼす可能性がある旨主張する。

審査会で、項目名を確認したところ、いずれも処分を決定するにあたって当然に考慮すべき項目であり、一般的に容易に推測されるものである。また、項目名のみから実施機関が主張する量定を審査する基準が推測されるおそれがあるとは認められない。

このため、「項目名」部分は条例第 7 条第 6 号に規定する非開示事由には該当しないため、開示すべきである。

イ 項目名以外の部分について

次に、職及び氏名を除く項目名以外の個別の非開示部分については、処分の量定を審査する際の着眼点となる情報が記載されており、被処分者に係る未公表の情報については、公にすると、項目と、項目以外の部分とを組み合わせる場合に、審査基準が推測される恐れはありと考えられる。また、実施機関が主張しているように、項目名以外の部分の具体的な内容が開示されると、その内容から処分の軽重等が推測されるおそれがあり、同じような事故が発生した場合、処分内容を比較することが可能となる。このため、処分が重くなることが推測されれば、意図的に情報を隠し、正しい報告がなされ

ないことも想定され、その場合、情報を得ることができず、適切な処分を実施できなくなるため、今後の懲戒処分等の人事管理の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示部分のうち、職及び氏名を除く項目名以外の個別の非開示部分については、条例第7条第6号の規定する非開示事由に該当するものと認められる。

ただし、「公務内外」及び「違反区分」の欄に記載されている内容は、既に開示されている事故概要から、概ね推測可能な情報であることから、非開示とすべき情報には当たらないと認められることから、開示すべきである。

(3) 開示されていない公文書の有無について

令和5年2月6日付け答申での審査会の判断では、実施機関が本件開示請求に係る公文書として個人情報非開示とした懲戒処分等リストを開示したことは妥当であるが、実施機関が審査会に提出した所属からの報告文書及び交通事故処分の決裁文書についても対象公文書に加え、実施機関は改めて開示等の決定を行うべきである旨を示していること、また、各所属からの報告及び報告を受けての人事課での処分等を決定する流れを踏まえると、開示請求内容に即した公文書が他にありと疑うべき事情が見当たらないことから、実施機関が、令和5年4月28日付けで審査会に提出した所属からの報告文書及び交通事故処分の決裁文書を対象文書として部分開示決定を行ったことは妥当である。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和5年12月7日	・実施機関から諮問書を受理
令和6年1月31日 (第196回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審査請求人からの意見陳述 ・審議
令和6年6月7日 (第198回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和6年7月10日 (第199回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和6年9月2日 (第200回審査会)	・審議
令和6年10月16日 (第201回審査会)	・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	
廣 野 聡	弁護士	